

会津若松市国民健康保険税条例新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>第2条第1項 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>65万円</b>を超える場合には、基礎課税額は <b>65万円</b>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>20万円</b>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は <b>20万円</b>とする。</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>第2条第1項 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>63万円</b>を超える場合には、基礎課税額は <b>63万円</b>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <b>19万円</b>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は <b>19万円</b>とする。</p> |
| <p>第2条第4項～第10条の9 (略)</p> <p>(税額の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <b>65万円</b>を超える場合には、<b>65万円</b>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <b>20万円</b>を超える場合には、<b>20万円</b>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>                        | <p>第2条第4項～第10条の9 (略)</p> <p>(税額の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <b>63万円</b>を超える場合には、<b>63万円</b>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <b>19万円</b>を超える場合には、<b>19万円</b>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>                        |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第11条第2項～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1項 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11条第1項の規定の適用については、<b>同項中</b>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>第3項～第15項 (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b><u>(施行期日等)</u></b></p> <p><b><u>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の会津若松市国民健康保険税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></b></p> <p><b><u>(適用区分)</u></b></p> <p><b><u>2 改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による</u></b></p> | <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第11条第2項～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1項 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11条第1項の規定の適用については、<b>同条中</b>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>第3項～第15項 (略)</p> |

